（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改める。

第六条第一項中「申告の」を「申告等の」に改め、同条第二項中「課税貨物についての納税申告等」を「課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等」に、「酒類についての納税申告等」を「酒類についての課税標準及び税額の申告等」に、「揮発油についての納税申告等」を「揮発油についての課税標準及び税額の申告等」に、「課税石油ガスについての納税申告等」を「課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等」に、「原油等についての納税申告等」を「原油等についての課税標準及び税額の申告等」に、「これら」を「、これら」に改め、同条第四項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、同条第五項中「過少申告加算税等」を「申告納税方式による国税等」に改め、同条第六項中「輸入の許可前における納税申告の修正」を「輸入の許可前にする減額更正」を「更正及び決定」に、「賦課決定通知」を「賦課課税方式による関税の確定」に改める。

第十三条第一項第一号中「もの」の下に「（同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項（輸出免税等）又は第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により消費税の免除を受けたものを除く。）」を加える。

第十九条第三項中「消費税」を「内国消費税」に改める。

第二十二条第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第四号において」を加える。

第二十六条第一項中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「国税犯則取締法の規定（同法第十一条（事物管轄）及び第十二条第一項（土地管轄）」を「国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定（同法第百五十三条（調査の管轄及び引継ぎ）及び第百五十四条第一項（管轄区域外における職務の執行等）に改め、同条第二項中「国税犯則取締法第十一条第五項（先着手した収税官吏への引継）」を「国税通則法第百五十三条第五項」に、「収税官吏及び」を「当該職員及び」に、「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏（税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員）」と、「所轄国税局ノ収税官吏」とあるのは「所轄国税局ノ収税官吏（税関職員ガ最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ」を「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と、「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二十四号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第三十一号中「第二条第十二号の六の二」を「第二条第十二号の五の三」に改め、同項第三十二号中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六の二」に改める。

第十条中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第十条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十一条第一項（同法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による復興推進計画の認定（以下この表において「認定」という。）を受けた地方公共団体（以下この表において「地方公共団体」という。）の表の第一号に掲げる期間（同法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定（以下この表において「指定」という。）を受けた個人」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、同条第五項第一号イ、ハ及びニ中「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十条の二第五項第一号に次のように加える。

へ　第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第十条の二第五項第二号に次のように加える。

へ　前号ヘに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

	個人	区域	事業	資産
一	東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この表において「復興推進計画」という。）において同法第四条第二項第四号に定められた同条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第七十五号）第七十五条第二項第四号又は第七十五条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体（以下この表において「地方公共団体」という。）の表の第一号に掲げる期間（同法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けた個人	当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この表において「復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号に規定する復興推進区域	産業集積事業（同法第二条第一号第二号に掲げる事業をいう。）又は建築物の整備事業（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第七十五条第二項第四号ロに掲げる事業をいう。）に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物に該当するものを除く。）（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条第一項第二号イに掲げる事業をいう。）に掲げる事業の用に供する建物及びその附属設備）
二	東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅